

(登録識別情報の提供方法)

第六条の十九 法第十八条の三第一項の規定による登録識別情報の提供は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 新規登録(一時抹消登録があつた自動車に係るものに限る。)の申請をする場合 登録識別情報等通知書を申請書に添付して提出する方法

二 変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請をする場合
あらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織に登録識別情報を提供する方法又は申請書に登録識別情報を記載する方法

(登録識別情報の提供を必要としない場合)

第六条の二十 法第十八条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、変更登録が第六条の十七第一項第三号イからニまでに掲げる事項の変更のみに係る場合(使用者の変更により自動車の所有者と使用者が同一となる場合を除く。)とする。

(登録識別情報の譲受人への提供)

第六条の二十一 法第十八条の三第二項の規定による譲受人への登録識別情報の提供は、登録識別情報等通知書の交付により行うものとする。

第二十八条中、「一時抹消登録証明書」を、「登録識別情報等通知書」に改める。

第二十九条中、「法第六条第一項の」を削る。

第三十条第三項中、「第十六条第七項」を、「第十六条第六項」に、「第十六条第三項若しくは第五項」を、「第十六条第二項若しくは第四項」に改める。

(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)

第五条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第三号ロ及び同条第二項の表第二号ロ中、「第十六条第七項」を、「第十六条第六項」に改める。

第三条第二項の表第一号を削り、同表中第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条第一項の表中
三 一時抹消登録証明書
四 輸出予定届出証明書
を
三 輸出予定届出証明書
四 登録識別情報等通知書
に改める。

第五条中、「一時抹消登録証明書」を削り、輸出予定届出証明書」の下に、「登録識別情報等通知書」を加える。

第七条第二項中「軽専用第二号様式若しくは」を削る。

第八条中「電子情報処理組織」を「法第六条第一項の電子情報処理組織」に、「一時抹消登録証明書、輸出予定届出証明書」を「輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書」に改める。

Diagram showing the modification of form No. 1. It shows a box for '所有者ロースト' (Owner's name) and a box for '登録識別情報' (Registration identification information). The text indicates that the registration identification information box is to be changed.

第一号様式中

Diagram showing the modification of form No. 3. It shows a box for '登録識別情報' (Registration identification information) and a box for '輸出予定届出証明書' (Export intention certificate). The text indicates that the registration identification information box is to be changed.

Diagram showing the modification of form No. 2. It shows a box for '登録識別情報' (Registration identification information) and a box for '輸出予定届出証明書' (Export intention certificate). The text indicates that the registration identification information box is to be changed.